

平成 2 9 年度 第 2 回

稲城市町界町名地番整理審議会

平成 2 9 年 8 月 9 日 (水)

平成29年度第2回  
稲城市町界町名地番整理審議会会議録

日 時： 平成29年8月9日(水)  
午後2時00分～午後3時00分  
場 所： 市役所 庁舎4階 議会会議室

出席者	1番 高山 孝 夫	2番 高橋 純
	3番 斎藤 淳 一	4番 馬場 栄 次
	5番 泉 孝 幸	6番 土肥 英 生
	7番 小谷田 政 夫	8番 馬場 房 義
	9番 青木 森 司	10番 馬場 丈 助
	11番 中山 宏 司	12番 榎本 勝 美

欠 席 者 なし

事務局	都市建設部長	吉野 浩 章
	都市計画課長	吉岡 博 文
	都市計画係住居表示担当係長	黒田 守 人
	都市計画係住居表示担当主事	山口 哲 史

日程第1 住民説明会の報告及び質疑に対する審議

日程第2 答申(案)

都市計画課長 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。  
それでは、開会に先立ちまして、都市建設部長の吉野よりご挨拶を申し上げます。

都市建設部長 皆様こんにちは。都市建設部長の吉野でございます。本日は、お忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。  
さて、前回の審議会では、平尾地区の町界町名地番整理について、市長より諮問をさせていただき、皆様から貴重なご意見を賜りました。  
本日の審議会では、5月に行いました住民説明会の開催状況、そのときにいただいた質疑などについてご報告をさせていただき、ご審議いただいた後、差し支えなければ答申をいただきたいと考えております。  
また、市内全域の住所整理につきましても、並行して事業を進めております。現在は基本方針の素案を策定する組織として、稲城市住所整理市民協議会を設立するため、委員のご協力をお願いしているところでございます。本審議会の一部の委員の方にもご参画していただくことになっております。  
皆様には、今後とも稲城市の住所整理の推進にご協力のほど、よろしく願いいたします。  
では、本日はどうぞよろしくお願いいたします。  
簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

都市計画課長 それでは、これより会議を進めさせていただきますが、その前に、傍聴の方に入場していただきますので、しばらくお待ちください。

(傍 聴 者 入 場)

都市計画課長 それでは、これから先の会議の進行につきましては、稲城市町界町名地番整理審議会条例第5条第2項によりまして、会長が議長を務めることとなります。  
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長 ただいまより平成29年度第2回稲城市町界町名地番整理審議会を開催いたします。  
本日は、委員12名全員が出席しておりますので、稲城市町界町名地番整理審議会条例第7条第2項により、会議は成立いたします。  
それでは、議事に入ります。  
次第1、住民説明会の報告及び質疑に関する審議について、事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長 住民説明会の報告をさせていただきますが、当日の質疑において、町名、町区域についての提案がございました。この内容については、諮問させていただいた内容に影響があることから、ご審議をいただきたいと存じます。  
ご審議の結果、答申して問題ないご判断いただいた場合には、本日、答申をいただければと考えております。

詳細につきましては、担当の黒田より説明を差し上げます。

住居表示担当係長 前回の5月16日の本審議会の開催の後に、住民説明会を開催いたしました。そのときの状況についてご説明を差し上げたいと思います。

住民説明会の開催に当たってPRをしております。まず、開催内容案内を全戸配布しております。居住以外の方に関しては、郵送や手渡しでお知らせをしています。また、広報いなぎ5月15日号への掲載、稲城市ホームページへの掲載にてPRを実施しました。

当日の会場につきましては、ふれんど平尾及び上平尾ひなた自治会クラブハウスにお邪魔しまして、説明を実施しております。

参加状況に関しては、5月27日土曜日、ふれんど平尾にて、午前の部が7名と午後の部が5名という状況でございます。翌日28日の日曜日10時から、上平尾ひなた自治会の総会にお邪魔して、43名の方にご説明ができたという状況です。ふれんど平尾の午後の部は6名の方にご参加いただきました。

説明会の中でいろいろなご質問をいただきましたので、その内容についてご説明いたします。

まず、町名・町地域についてです。

町名は平尾四丁目で決定かというご質問をいただきました。これに関しては、稲城市町界町名地番整理実施基準（抜粋）、3、町界・町名の（2）町の組織、町は丁目をもって組織するとあります。また、（8）町名の選択、町名は、従来の町名（小字を含む）に準拠し、地域の歴史、風土、文化等地域にふさわしい違和感のないものとし、全市を通じて同一町名、類似町名、読みにくいもの、字句が長いもの及び常用漢字以外の使用名町は避けるとあります。これにより、実施基準や既に整理されている一丁目から三丁目との兼ね合いから、一番混乱の少ない四丁目としたいと回答しております。

続きまして、こちらが、ご審議をいただきたい内容になりますけれども、「平尾四丁目のみの場合、番地の数が大きくなり過ぎてしまうので、多3・4・17号線を境に四丁目と五丁目に分けたほうがよいのではないか」というご提案をいただきました。これについて、事務局で検証した資料をお示しいたします。

まず、現在提案させていただいている区域を平尾四丁目とすると、既に整理済みの一、二、三丁目と、面積規模、地番数について、おおむね同じぐらいの規模になります。

対しまして、対象区域において多3・4・17号線を境に四、五丁目と分けると、五丁目については面積規模、地番数が小さくなります。

続きまして、現地ではどのように町の境界が設定されるのか写真で説明いたします。まず、多3・4・17号線、南側からの写真でございます。右側に、上平尾消防出張所がございます。四丁目と五丁目を分ける設定をした場合は、多3・4・17号線の側線で四丁目と五丁目に分かれる境界になります。

次に、多3・4・17号線の北側から見た写真でございます。こちらでも多3・4・17号線を境に四丁目と五丁目に分かれます。

トンネルの上部に関しては、四丁目と五丁目と分けると、緑地の途中で境界が設定されてしまいます。

続いて、トンネル上部の周辺の土地の様子です。区画道路端に境界が入りますが、道路

の途中で横断するような区域界が設定される箇所も現れます。

続きまして、平尾地区の比較です。平成29年8月1日現在の人口、世帯数をご覧ください。平尾一、二、三、そして四丁目という形で分割をすると、ご覧のような人口、世帯数の割合になります。平尾四丁目とした場合、面積についてはほかの3地区と同程度になります。人口、世帯数につきましては、区画整理事業の事業計画を踏まえたと、かなり増える見込みになっております。続いて、親地番の数に関しても、団地で構成されている三丁目を除きますと、おおむね一丁目、二丁目との平均の数程度となります。

続いて、多3・4・17号線での分割（案）の検証についてご説明いたします。こちらについては、区画整理の計画人口を加味したものでございます。まず、四丁目のみの案では、区画整理の計画を加味すると、計画世帯数が520世帯、計画人口が1,370人程度となる見込みです。今後、大きな集合住宅等が建てられた場合はさらに増になる可能性もございます。

対して、この区域を四丁目と五丁目に分けた場合、五丁目区域に関しては、四丁目のみの場合のおおむね3分の1程度の規模になります。

続いて、町名等に関して、異議申し立ての制度はあるのか、制度がないなら、市民の意見を聞く設定をするなどしてほしいというご質問をいただいております。これに関しては、町界町名地番整理の制度では異議申し立ての制度がございませんので、住民の皆様へ周知に努めますと回答しております。

続いて、平尾一丁目に編入するところは最終番地の追い番となるのですかというご質問に関しては、その通りですと回答しております。

続きまして、手続関連でのご質問でございます。新住所の通知はいつごろですか。可能であれば年賀状で住所変更をお知らせしたいというものと、手続の説明会を早い時期にしてもらえないかというようなご質問をいただいております。こちらに関しては、できるだけ早い時期に通知と手続の説明会を実施できるようにいたします。住所変更のお知らせ用の無料はがきの配布を郵便局と調整いたしますと回答しております。

続いて、会社の登記変更の方法は、行政書士の費用などは市で負担してもらえるものなのかというご質問に関しては、各自で法人・商業登記の手続が必要になります。市が発行する証明書により個人で手続をすれば費用はかかりません。行政書士等に依頼した場合の費用は個人負担になりますと回答しております。

続いて、戸籍の表示はどうなるのですかというご質問に関しては、住所と同様に変更になり、戸籍は市が変更をいたしますと回答しております。

続いて、その他の質疑でございますけれども、住所変更は平成30年ではなく、31年であるのようですかというご質問をいただいております。これは、住所変更の時期が31年の2月で予定をしておりますけれども、説明会を1年以上前に実施しておりますので、1年間違えているのではないかという意味でご質問をいただいております。これに関しては、平成30年度は新住所の付番作業等の期間になりますので、住所変更の時期は平成31年度ですと回答しております。

続いて、稲城市の住所は〇〇番△△号ではないのですかというご質問に関しては、稲城市は地番を住所としているので、〇〇番地の△△という表示をしております。〇〇番△△号という表示の場合は住居表示法によるものと回答しております。

続きまして、住居番号のプレートは各自でつけるものですか、業者がつけるものですか、

つけなければならないのですかといったご質問をいただいております。住居番号のプレートというのは、各戸に設置をしていただくものでございます。プレートに関しては無料で配布をいたしますが、各戸のご都合もありますので、設置は各自でお願いするものになります。基本的には設置をしていただくものと回答しております。

以上が当日の質疑でございます。多3・4・17号線を境に平尾四丁目、五丁目に分けてはいかがかという部分が諮問の内容に影響がございますので、ご審議をいただければと思います。

事務局案といたしましては、住所整理事業はわかりやすい住所、所在地に整理することが目的であるため、平尾一丁目から三丁目と同等の規模である区域設定が適切であり、また、町名についても混乱の少ない平尾とし、諮問させていただいた町区域で、町名は平尾四丁目とさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

会長 　　ただいま事務局からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、意見のある方は挙手をお願いいたします。今の話にあったように、主に四丁目と五丁目分割するかどうかということが焦点になると思いますが、いかがでしょうか。皆さんのご意見をお願いいたします。

中山委員 　　多3・4・17号線を境に分割することについて、説明会ではどのような回答をしたのですか。

住居表示担当係長 　　当日の説明会では、審議会の中で協議をさせていただくと回答しております。

中山委員 　　この審議会で決まった内容について、提案者には説明するのでしょうか。

住居表示担当係長 　　する予定でおります。

会長 　　他にございますか。

馬場丈助委員 　　四丁目と五丁目分割した場合、五丁目は世帯数が少ないので、四丁目みの案に賛成です。

会長 　　五丁目は、現状の人口は100人ぐらい、計画人口は437人なので、ほかの平尾地区の人口と比べて、非常に小さい町になるというのはありますね。ですからコミュニティーを形成する上ではちょっと厳しい面もあるのかなと私も考えます。四丁目案でいいというご意見でございます。

それ以外にどなたか、何かご意見いかがですか。

(なし)

会長 質問も出尽くしたようですので、諮問の内容のとおりのお返事とするか、継続審議とするか、すなわち四丁目案で決めるのか、あるいはもう一度、四丁目、五丁目を議論して検討していくのかということで、採決をとりたいと思います。

四丁目案ということでお返事してよろしい方の挙手を求めます。

挙手全員でございます。よって、稲城市町界町名地番整理審議会条例第7条第3項により、町区域・町名について諮問のとおりとし、今回のお返事といたします。

それでは、次第2、お返事（案）について、事務局より説明していただく前に、お返事案の配付のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

会長 再開いたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

住居表示担当係長 それでは、お返事案の内容についてご説明いたします。

まず、対象区域について、①平尾字8号、9号の一部、14号の一部を平尾一丁目に編入。こちらに関しては、よみうりカントリークラブの敷地に残っている平尾字8号、9号を平尾一丁目に編入をするというものでございます。

続きまして、②平尾字5号を平尾三丁目に編入。こちらに関しては、平尾団地の外周道路に残っておりました平尾字5号という2筆につきまして、平尾三丁目に編入をさせていただくというものでございます。

続きまして、③平尾字6号、9号から14号、坂浜17号の一部により平尾四丁目を新設し、町界を別図のとおりとする。つまり平尾四丁目の区域というのが字6号、9号から14号と坂浜17号の一部から構成をされるものでございます。

続いて、④③で設定した町界により変更となる坂浜字19号の一部を平尾四丁目に、平尾字10号の一部を坂浜字13号に、平尾字12号の一部を坂浜字18号及び19号に編入をする。これは、北側の学園通りに関して、町区域の設定の変更をしておりますので、この境界線が変わることに伴って、坂浜と平尾が入れかわる部分が出てくるというものでございます。具体的には、稲城第二中学校の近くで、学園通りがくっつくカーブから南側に市道が入っております。そちらで坂浜と平尾の境界線を平尾側の道路端に変更いたしますので、それに伴って現行平尾地区の字12号を坂浜字18号と19号に編入、坂浜字19号である箇所について平尾四丁目に編入するというものでございます。

続きまして、町名について③による新設区域の町名を「平尾四丁目」とするというものでございます。

説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(なし)

会長                    それでは、ご意見、ご質問もないようですので、答申（案）のとおりすることについて異議のない方の挙手を求めます。

                          ありがとうございます。挙手全員であります。よって、稲城市町界町名地番整理審議会条例第7条第3項により、原案のとおり答申することとなりましたので、先ほどのお配りしました答申文の「案」をお取りください。

                          それでは、私から答申文をお渡しすることにいたします。

都市建設部長        どうもありがとうございました。

会長                    本日の日程はこれで全て終了といたします。

                          以上をもちまして平成29年度第2回稲城市町界町名地番整理審議会を閉会いたします。